

地域密着型デイサービス ココイロ
重要事項説明書

地域密着型通所介護、総合事業（通所型サービス）の提供に当たり、事業所の概要や提供するサービスの内容、利用上の注意事項等の重要事項について次のとおり説明します。

1. 事業者の概要

事業者名	株式会社 DACCS
主たる事務所の 所在地	〒963-8025 福島県郡山市桑野2丁目39番21号
代表者	代表取締役 柳沼 康之
設立年月日	令和7年2月14日
電話番号	024-933-0024

2. 事業所の概要

事業の種類	地域密着型通所介護・総合事業（通所型サービス）		
指定年月日	令和7年10月1日	事業所番号	0790700249
事業所の名称	地域密着型デイサービス ココイロ		
事業所の所在地	須賀川市中山32番地1号		
電話番号	0248-94-4770	FAX 番号	0248-94-4771
実施単位	2単位	利用定員	18人
サービス提供地域	須賀川市		

3. 運営方針

- ・ 通所介護の提供に当たっては、事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。
- ・ 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

- ・ 健康状態の確認
体調や血圧等の確認を行います。
- ・ 日常生活動作の機能訓練
利用者が日常生活を営む上で必要な機能の減退を防止するための訓練、利用者の心身の活性化を図るためのレクリエーション等を行います。
- ・ 送迎
居宅から事業所までの送迎及び乗降の介助を行います。
- ・ 日常生活における相談及び助言
利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行います。

5. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日（お盆・年末年始を除く）
営業時間	8 時 30 分～17 時 30 分
サービス提供時間	① 午前の部：9 時 30 分～12 時 40 分 ② 午後の部：13 時 30 分～16 時 40 分

6. 事業所の従業員の体制

職種	常勤		非常勤	
	専従	兼務	専従	兼務
管理者		1 人		
生活相談員		1 人以上		
介護職員	2 人以上			
看護職員		1 人以上		
機能訓練指導員		1 人以上		

7. 利用料等

（１）通所介護の利用料

別紙「利用料金表」を参照。

（２）その他の費用

食費	飲み物・おやつ代：300 円
その他	利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品やレクリエーション活動費用などに係る費用

(3) キャンセル料

利用予定日の前にサービス利用の中止又は変更をすることができます。この場合には、利用予定日の前日 17 時までには事業所に申し出てください。利用日の前日 17 時までには連絡がなく、サービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、利用者の体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料はいただきません。

キャンセル期間	キャンセル料
ご利用日の前日 17 時までにご連絡いただいた場合	無料
ご利用日の前日 17 時までにご連絡がなかった場合	150 円

(4) 支払方法

お支払方法は、銀行指定口座からの引き落としとなります。

8. サービス利用にあたっての留意事項

- ・ サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐにお申し出ください。
- ・ 複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いします。
- ・ 利用者の事情で時間に遅れた場合、送迎サービスが受けられない場合があります。
- ・ 職員に対する暴言、暴力、ハラスメントなどの行為を禁止します。

9. 秘密保持及び個人情報の保護

- ・ 事業者及びその従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、在職中及び退職後において第三者に漏らしません。これは、この契約終了後も同様とします。
- ・ 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- ・ 事業所は、利用者の個人情報については利用者から、その家族の個人情報についてはその家族から予め文書で同意を得ない限り、利用者の居宅サービス計画等の立案のためのサービス担当者会議、居宅サービス事業者等との連絡調整等において、利用者又はその家族の個人情報を用いません。

10. 緊急時における対応

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

主治医	医療機関名称	
	主治医	
	所在地	
	電話番号	
家族等	氏名	(続柄：)
	住所	
	電話番号	自宅： 携帯：

11. 事故発生時の対応

通所介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

損害賠償責任保険加入先	AIG 損害保険株式会社
-------------	--------------

12. 非常災害対策

- ・ 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する具体的な防災計画を作成します。
- ・ 事業所は、防災計画に基づき、年2回、利用者及び従業者等の避難、救出その他必要な訓練を行います。

13. 業務継続計画の策定

ウイルス等の感染症や災害等の発生により通常通りの業務が困難になった際に、事業を中断させないように予め準備するとともに、中断した場合でも早期の事業再開を目指し、継続的にサービスが提供出来るよう計画（業務継続計画）を策定し、その計画に従い必要な措置を講じます。

14. 虐待防止について

利用者の人権の擁護・虐待の防止等の為に、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- ・ 成年後見制度の利用を支援します。
- ・ 定期的に虐待防止のための委員会を開催します。
- ・ 定期的に虐待防止のための研修を実施します。
- ・ 虐待防止に関する責任者は以下の通りです。

虐待防止に関する責任者	管理者 佐藤 窓香
-------------	-----------

15. 身体拘束の禁止

- ・ サービス提供時に、利用者本人もしくは他の利用者の生命又は身体に危険が生じるような緊急かつ止むを得ない場合を除き、利用者の身体拘束または行動制限することを行いません。
- ・ 緊急かつ止むを得ず利用者の身体拘束等を行う場合は、利用者または家族に対し、身体拘束の内容・理由・期間等について説明し、同意を得た上で、その詳細を記録に残すとともに、閲覧に供します。

16. 苦情相談窓口

事業所相談窓口	担当者：管理者 佐藤 窓香 電話：0248-94-4770 FAX：0248-94-4771 受付時間：8：30～17：30
苦情受付機関	須賀川市役所長寿福祉課 電話：0248-88-8116
	福島県運営適正化委員会 電話：024-523-2943

17. サービスの終了

次の場合にサービスは終了となります。

(1) 利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の7日前までに文書でお申し出下さい。

ただし、利用者の病変、急な入院等やむを得ない事情がある場合は、予告期間が7日以内の通知でもこの契約を解約することができます。

(2) 自動終了

次の場合は、双方の通知がなくても自動的に契約を終了いたします。

- ① 3ヶ月以上利用がなかった場合
- ② 利用者が介護保険施設へ入所した場合
- ③ 利用者が死亡した場合

(3) その他

- ① 利用者は契約更新を希望しない場合、また利用料等の変更に対して同意することができない場合には契約を解約することができます。
- ② 次の場合は、事業者は文書で解約を通知することによって直ちにサービスを終了させていただく場合があります。

- ・ 利用者の利用料等の支払いが3ヶ月以上遅延し、利用料等を支払うよう催告したにも拘らず、別途定めた期限内に支払われなかった場合
- ・ 利用者又はその家族が事業者や従業員又は他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合